

ネットとうほく 2018 (検) 第1号-2

2019年(令和元年)5月27日

宮城県仙台市青葉区支倉町1-23
ステラホールディングス株式会社
代表取締役 新村香世 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書

当団体からの照会書に対して、平成31年2月18日付けでのご回答を頂きありがとうございました。

貴社からの上記ご回答を踏まえて下記の通り申入れいたしますので、下記申入れについて、貴社においてご対応いただけるか否かについて、本書面到達後2ヶ月以内を目処に文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社で使用している「結婚相手紹介サービス入会申込み契約書」(以下、「本契約書」という)第20条1項1号のうち「当社の予見を問わず、特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害」を削除することもしくは同号の免責約款が適正な文言となるように改訂することを求めます。

- 2 本契約書第20条1項3号～5号を削除することもしくは同号の免責約款が適正な文言となるように改訂することを求めます。

第2 申入れの理由

1 第1、1について

- (1) 本契約書第20条1項1号は貴社の予見を問わず、特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害について賠償責任を負わない旨定めています。
- (2) しかし、消費者契約法第8条1項2号は事業者の故意又は重過失による債務不履行から生じた損害について一部免責とする条項を無効としています。
- (3) よって、特別な事情から生じた損害であっても、貴社の故意又は重過失による債務不履行が損害発生に寄与する場合は考えられる以上、損害の一部である逸失利益を含む間接損害について免責する本契約書第20条1項1号は消費者契約法第8条1項2号により無効になると考えられます。

2 第1、2について

- (1) 本契約書第20条1項3号は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員情報が消失した場合に、消失による損害の賠償義務を免れる旨定めています。
また、本契約書第20条1項4号は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員のパソコン等にウイルスが侵入した場合に、このウイルス侵入による損害の賠償義務を免れる旨定めています。
さらに、本契約書第20条1項5号は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員間の紛争等が生じた場合に、この紛争等による損害の賠償義務を免れる旨定めています。
- (2) しかし、消費者契約法第8条1項1号は、事業者の債務不履行から生じた損害について全部免責とする条項を無効としており、軽過失がある場合に事業者が一切の責任を負わない旨定める条項も、同条によって当然に無効です。
- (3) よって、貴社の故意又は重過失以外の事由による損害の賠償義務について全部免責するこれらの条項は消費者契約法第8条1項1号により無効になると考えられます。

以上